

令和3年第3回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和3年3月26日（金） 13時31分開会
15時32分開会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
学校給食センター主幹	
兼指宿学校給食センター管理係長	里中 美敏
学校整備室主幹兼学校整備係長	上西園 真司

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 報告第4号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第20号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・ 日程第2 報告第5号 指宿市立学校修学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の一部改正について
- ・ 日程第3 議案第4号 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に係る要綱の一部を改正する告示の一部改正について
- ・ 日程第4 議案第5号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- ・ 日程第5 議案第6号 指宿市立小中学校財務事務取扱規程の一部改正について
- ・ 日程第6 議案第7号 指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正について
- ・ 日程第7 議案第8号 令和3年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
- ・ 日程第8 議案第9号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- ・ 日程第9 議案第10号 指宿市学校施設長寿命化計画の策定について
- ・ 日程第10 議案第11号 教育委員会事務局等の職員の任免について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第3回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回及び前々回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第1回指宿市教育委員会臨時会及び第2回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回及び前々回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

令和3年第1回指宿市議会定例会が、2月26日から3月25日まで開催されました。一般質問では、がん教育や不登校対策等について質問がございました。

2 項目目でございます。

山川地区小学校閉校記念式典がございました。委員の皆様方にもご出席していただき、ありがとうございました。2月27日は徳光小学校と大成小学校、3月13日は山川小学校と利永小学校で閉校記念式典がございました。各学校の児童の皆さんが、これまでの学校の伝統を誇りに、大きな声で校歌を歌っている姿が印象的でした。

3 項目目でございます。

3月1日、鹿児島県トラック協会より定規の寄贈がございました。今年度、入学されます新1年生へのプレゼントでございます。その定規を使って、交通安全にも気を付けていただきたいと思います。

4 項目目でございます。

3月2日に、山川地区4校小学校スクールバス通学練習及び交流会を実施いたしました。私は、徳光コースに参加をしました。子供たちは、スクールバスの中で少々緊張気味であり、わくわく感や不安感が表れておりました。交流会では笑顔があり、とても楽しく交流をしておりました。ある校長の報告によりますと、「新しい学校に早く行きたいな。」という声も上がったそうです。

5 項目目でございます。

3月5日、教職員永年者勤続表彰がございました。今年の永年勤続者は6名でしたが、私のほうからは5名の方に表彰を行いました。感謝の意を述べさせていただいたところでございます。

6 項目目でございます。

令和2年度南薩地区教育論文受賞の賞状授与を行いました。各学校で私のほうから表彰を行いました。今年も各学校から、多くの先生方に教育論文に挑戦していただきました。南薩地区で学校賞は10校でしたが、その中で4校が指宿地区の学校。そして、個人の特選は3名の先生方が頂いたということで、とても素晴らしいことだと思っております。

7 項目目でございます。

3月22日の15時半より、第34回指宿市新型コロナウイルス対策本部の会議がございました。これはワクチンについての説明でございました。

8 項目目でございます。

3月24日、指宿市立図書館の視察に行つてまいりました。今年度は空調機、ボイラー、LED等の修理をしたため行かせていただきました。利用者の方々からは、「図書館が明るく快適になりましたね。」や「本が読みやすくなりました。」という声が聞かれるようで、とてもよかつたなと思います。

9項目目でございます。

同じく24日、指宿地区安全運転管理協議会による、新中学生へのたすき贈呈がございました。部活動などの帰りに着けていただいて、大切な命を守るよう指導していきたいと思つています。

以上で、教育長報告を終わります。

6 会議の非公開について

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日も審議いただきます議案のうち、議案第11号については、教育委員会の職員の任免に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思つていますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第4号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第20号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、報告第4号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第20号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第20号)に係る議案(教育委員会所管分)を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

なお、本案は、昨日開催されました令和3年第1回市議会定例会において、提案し、可決されたところであります。

補正の内容につきましては、別冊資料でご説明しますので、別冊1の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算(第20号)は、第1条において繰越明許費の補正を、第2条において債務負担行為の補正を行うものであります。

教育委員会所管分の補正は、繰越明許費を追加するものであります。詳細についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

款9教育費，項1教育総務費，新型コロナウイルス感染症等の学校教育活動支援事業（教職員研修）は，年度内の事業完了が困難であることから，節18負担金補助及び交付金380万円を繰越明許費として設定したものであります。

款9教育費，項2小学校費，特別支援学級備品購入事業は，令和3年度に新設及び増設される特別支援学級の備品のうち，4品が年度内の納入が困難であることから，節17備品購入費12万8千円を繰越明許費として設定したものであります。

次の項3中学校費，特別支援学級備品購入事業も同様に，令和3年度に新設される特別支援学級の備品のうち，2品が年度内の納入が困難であることから，節17備品購入費15万1千円を繰越明許費として設定したものであります。

以上で，報告第4号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第20号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，説明を終わります。

（吉元教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（七夕職務代理者）

特別支援学級備品，小学校4品と中学校2品について，どのような物なのか中身を教えてください。

（鮎川課長）

今，小学校4品，中学校2品が年度内に納入できないという説明がございました。まず，小学校についてですが，ターゲットゲーム，マルチ運動遊びセット，座卓テーブル，スポーツ軽量連結マットの4品となります。それから，中学校のほうがタブレットパソコン，楕円タイプの家庭用卓球台の2品です。計6品の納入が4月以降に遅れる見込みということで，繰越明許費の設定をいたしたところです。

（吉元教育長）

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（吉元教育長）

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第4号は終了いたします。

（吉元教育長）

次に，日程第2，報告第5号，指宿市立学校修学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，報告第5号，指宿市立学校修学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の一部改正について，ご説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，指宿市立学校修学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正しましたので，同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の本要綱の一部改正は，指宿市立学校が実施する修学旅行等に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の追加費用等について，同要綱の制定段階では想定しなかった事項を追加することにより補助対象者に不利益等が生じないよう改めたものであります。

改正の主な内容につきまして，新旧対照表でご説明いたしますので，7ページをご覧ください。

第2条第2号中「貸切バスの増便」の次に「及び大型化（以下「増便等」という。）」を追加し，貸切バスの大型化についても，補助対象としたものであります。

8ページをご覧ください。

第13条として補助金の概算払いの規定を追加したものであります。併せて，5ページにお示しのとおり，概算払いに係る第6号様式を追加しております。

なお，附則において，この要綱は公布の日（令和3年3月23日）から施行することとし，令和2年4月1日から適用することとしたところであります。

本来であれば，要綱の改正を行う場合は，教育委員会の議決が必要であります。年度内に補助金の交付申請手続き等を完了できるよう改正に急を要したことから，教育長の臨時代理により本要綱の一部改正を行いましたので，本定例会において報告するものであります。

以上で，説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

8ページの第5条に，その他市長が認めたものとありますが，具体的にはどのようなものなのでしょうか。

(鶴窪部長)

その他市長が認めたものとは，この要綱を制定する際に想定されていなかった事項，補助対象とすべき事項がもし出てきた場合は，そこで市長が認めれば補助対象とするという規定となります。具体的には，実際に出てきたときに，個別に判断することになります。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第5号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第4号，指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に係る要綱の一部を改正する告示の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第4号，指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部を改正する告示の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部を改正する告示の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

12ページをご覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症により、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会など、スポーツ大会の開催が延期となり、また、かごしま国体開催に伴って、地域文化の活性化も必要となることから、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催延期に合わせて、附則第1項中、「平成33年4月1日」を、「令和6年4月1日」に改めるものであります。

この一部改正によって、令和3年4月1日から補助率が3分の2から2分の1に改正されるところを、令和6年3月31日までは補助率3分の2ということになります。

なお、該当する事業につきましては、13ページ及び14ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

14ページの2番，文化部門についてです。3番に本市の小中学校，高等学校の児童又は生徒の文化振興を図るためにとありますが，これは県立の高校の生徒も含まれると考えてもよろしいのでしょうか。

(中摩課長)

ご指摘のとおり、市内にある小中学校、高等学校でありますので、県立・市立に関わらず対象となってまいります。

(福富委員)

有難いことですので、ぜひ活用させていただきたいと思います。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第4号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第4号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第5号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4、議案第5号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の15ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の理由につきましては、教育委員会における「文書の取扱い」及び「職員の服務等」に係る規定を明確にするため、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

第28条の次に「(文書の取扱い) 第28条の2として、事務局及び教育機関(市立学校を除く。)の文書取扱いについては、指宿市文書取扱規程(平成18年指宿市訓令第11号)の例による。」を加え、次に19ページをご覧ください。

第32条の次に「(職員の服務等) 第32条の2として、職員の任免、服務等については、別に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。」を加えるものであります。

なお、附則において、この規則は令和3年4月1日から施行することとしております。
以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第5号については、提案のとおり可決することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4，議案第5号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5，議案第6号，指宿市立小中学校財務事務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5，議案第6号，指宿市立小中学校財務事務取扱規程の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の20ページをご覧ください。

指宿市立小中学校財務事務取扱規程の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容について、ご説明いたしますので、21ページをご覧ください。

第15条において、「指宿市文書取扱規程」で定められている郵便切手等受払簿の様式とは別途、小中学校で使用するための実態に即した様式を次のページのとおり、本規程において新たに定めるものであります。

なお、附則において、この訓令は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

15条が追加されるということですが、以前はどのように処理していたのでしょうか。

(鮎川課長)

今回、15条に郵便切手等の管理ということで、切手を購入する場合、使用してそれが減っていくわけですが、そういった手続きに関する規定。それから、切手を購入して郵送に使っていくときに整理する書式、様式を定めていなかったということで、今回、学校の実態に即した形で、様式を規程の中に取り扱いと併せて明記したということです。今までもあったのですが、規程上明確な定めがなかったということで、その定めを追加しようとする改正です。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第6号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第6号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6、議案第7号、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6、議案第7号、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の25ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。

26ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱は、部活動を支援することにより、第75回国民体育大会に出場するための精進を促し、部活動の活性化及び生徒確保に寄与するためのものでありましたが、国民体育大会以外の全国大会及び九州大会にも出場するための生徒の精進

を促し、継続して部活動の活性化及び生徒確保に寄与するため、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、27ページをご覧ください。

第1条及び第2条は、第75回国民体育大会に出場する可能性が高い生徒の保護者を補助対象としていたものを、国民体育大会以外のスポーツ活動のほか、文化活動における全国大会及び九州大会まで補助対象となる範囲を広げるための改正であります。

次のページをご覧ください。

第3条は、補助対象者が予算の人数を超えた場合、補助額を予算額内で按分した額としていたものを、補助対象者の生徒の人数を10人までとしたことによる改正であります。

附則第2項については、補助金交付の範囲を第75回国民体育大会出場以外に広げたことにより、本要綱の失効日を削るものであります。今回の改正により、補助金交付の範囲を国民体育大会出場以外に広げたことにより、下宿する生徒の保護者の負担を減らし、継続して指宿商業高等学校へ通学しやすい環境を整える利点があります。令和元年教育委員会外部評価委員会におきましても、良い制度なので継続すべきとの意見及び提言をいただいております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

28ページの第3条(3)に、補助対象者の人数は10人以内とするとありますが、これが万が一10人以上となった場合、例えば抽選のようなものとか、何か決まりはあるのでしょうか。

(湯ノ口事務長)

現在までソフトテニス部に特化されているもので、人数が10人以内であったということ。それから、今度の4月に入学予定の生徒を入れても、10人を超える所がないということから、こういう形で改正をすることでございます。もし、10人を超えた場合につきましては、学校内の部活動間で調整をするということで、協議をしているところでございます。

(七夕職務代理者)

下宿先に下宿できる生徒数は、何名まで可能なのでしょうか。

(湯ノ口事務長)

現在、ソフトテニス部が下宿している所につきましては、過去には10人まで生徒を受け入れていただいたという実績がございます。今回、駅伝部の顧問の先生が新たに見つけてくださった所につきましても、10人までは確保できるということで伺っているところでございます。

(七夕職務代理者)

今、事務長のほうからあったように20人までは下宿できるということでした。20人まで下宿できる場所を確保できているのにも関わらず、この対象者を10人に絞るのは意味が分からな

いです。それよりも、現行の按分した額のほうがすっきりするような気がします、どうなのでしょう。

(湯ノ口事務長)

確かに、按分という、そのままの継続の形での協議もさせていただいたところです。しかし、部顧問の立場からしますと、今は月額2万円となっていますが、これが10人を超えて按分となると、2万円が確保できずに1万円だったり、5千円だったりということになり、どうしても金額の確保ができないというところから、上限の人数を決めていただいたほうが、部活動としては生徒勧誘もしやすいという意見もありまして、10人以内とさせていただいたところがございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第7号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6、議案第7号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第7、議案第8号、令和3年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第7、議案第8号、令和3年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の30ページをご覧ください。

令和3年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別紙のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明しますので、資料の1ページをご覧ください。

市教育行政の基本理念及び基本方針について掲載しております。市教育委員会では、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市

の教育と文化の創造」を基本理念としながら、令和3年3月に策定した、「指宿市教育大綱」及び「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組みます。

学校教育につきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、小学校において令和2年度から全面実施され、また、中学校においても令和3年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めます。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進や各小中学校へのデジタル教科書の導入に努めます。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗入授業、「指宿まるごと博物館」構想に基づいた、指宿を学ぶ「いぶ好き『ふるさと学』」を核とした郷土教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の連続した系統的・体系的な学びの中で、子どもたちの課題解決を目指します。

生徒指導上の課題につきましては、生徒指導體制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めます。また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子どもを育成するため、中学生による職場体験学習「キャリア・スタート・ウィーク」や、トップアスリートを招請した「こころのプロジェクト夢の教室事業」を引き続き推進します。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子どもを見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めます。

教育の情報化の推進につきましては、GIGAスクール構想により小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末を活用し、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組みます。

学校規模の適正化につきましては、教科担任制の教員確保や、様々な部活動の選択が可能となるよう、中学校の望ましい学校づくりに向けた取組を推進します。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めます。また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供します。

指宿商業高等学校につきましては、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等で、リーダーとして貢献できる人材の育成に努めます。また、社会や経済の変化を見据え、地域創生や観光、AIに対応するための知識技術を学ぶ学習内容に移行していく必要があることから学科再編を進めます。さらに、校内LAN環境を整備することにより魅力ある学校づくりを進め、入学志望者を増やすとともに、通学が困難な地区から入学した、スポーツ活動等において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行います。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動（いぶすき茶いっぺプロジェクト）を継続させ「おもてなし」の心を発信します。さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進します。

社会教育につきましては、自ら立つ「自立」、自ら律する「自律」した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく「要求課題」、そして市民として必ず学習してほしい「必要課題」についても、生涯学習講座等で学ぶ体制を整えます。また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組みます。

青少年教育につきましては、青少年育成推進員の活躍の場づくりや研修の充実を図るとともに、青少年体験活動への助成を行い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子ども教室など、地域学校協働活動事業を進めます。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図りながら、家庭教育学級の充実と、ふれあいプラザなのはな館を活用した子育て支援の充実に努めます。

子どもの読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、「第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、読書を通じた子どもの育成に努めます。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会の拡充を図ります。また、市民の文化芸術活動の拠点となる新市民会館の建設を進めるとともに、その活用方法などを考える市民が主体となった団体の育成に努めます。

地域文化の継承・発展につきましては、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう、記録映像等の活用を図ります。また、市郷土芸能保存会等と連携し、発表や研修の機会を設け、人材育成に努めます。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成に努めます。

時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として「指宿まるごと博物館」構想に基づいた企画展「泉都指宿一度はおいで～世界に誇る海浜温泉～」や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めます。

社会体育につきましては、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備・充実に努めます。また、スポーツ団体や指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ります。そのために、スポーツ・文化振興基金を活用し、オリンピック・パラリンピックや、全国大会等への出場を夢見る子どもたちを後押しします。さらに、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」において、本市で開催されるバドミントン競技やソフトボール競技につきましては、継続して体験教室を開催するなど、普及・啓発を図ります。

施設整備につきましては、市営野球場の改修を進め、スポーツ施設の充実を図ります。また、「いぶすきフットボールパーク」につきましては、関係団体と連携を図り、合宿、大会等の誘致や市民の利用促進に努めます。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、令和3年度に計画している主な施策について申し上げます。

教育総務費のうち、教育振興費では、外国語指導助手招致事業、子どものサポート体制整備事業、青少年交流事業、特別支援教育支援員配置事業、こころのプロジェクト夢の教室事業、小中一貫教育推進事業及びスポーツ・文化振興基金積立金等に係る事業等を実施します。

小学校費のうち、学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各小学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上を行います。また、学校教育振興費では、要・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査、小学校の環境検査及び児童・教職員の健康診断等を実施します。

中学校費のうち、学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。また、教育振興費では、各中学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上を行い、学校教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査、中学校の環境検査及び生徒・教職員の健康診断等を実施します。

高等学校費のうち、学校管理費では、指宿商業高等学校の学校運営に係る経費及び施設整備に必要な改修工事設計業務委託料を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。また、教育振興費では、指宿商業高等学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上のほか、指宿商業高等学校活性化補助事業を実施します。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成事業、芸術文化振興事業、文化財保護事業を実施します。また、時遊館COCCOはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営及び新たな市民会館の建設を進めます。

保健体育費では、各種スポーツ大会等の開催や市営野球場改修工事を進めるほか、いぶすきフットボールパークをはじめとする体育施設の環境整備・維持管理に努めます。また、指宿・山川の両学校給食センターの管理運営に係る経費を予算化したほか、山川学校給食センターの老朽化に伴う施設改修事業及び給食費の一部補助を実施します。

なお、主な新規事業等につきましては、それぞれ費目ごとに網掛けをしております表内にお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

この前、指宿という地名が、なかなか読めないということで、そのルーツを探るテレビ番組がありまして、中摩課長が真面目な顔で出演されておりました。指宿という名前が全国的に読めないということで、やはり私は、指宿商業高等学校にスポーツにしろ、上級資格取得にしろ

頑張ってください、指宿という名前を全国的に発信してもらえればいいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。お願いいたします。

(別府委員)

この前の総合教育会議で、大綱と計画ができていました。かなり細かい計画だったのですが、その計画の下に、行政としての今年度の取組が、こういうことですよという解釈でよろしいのでしょうか。

(鮎川課長)

ただいま、令和3年度の教育行政の運営に関する基本方針を部長から説明いたしました。施政方針というのは、市長が毎年、3月の市議会の冒頭で申し上げます。市全体の施策の中で、これは教育委員会の所管する部分を抜粋しました。主な施策として、それぞれ網掛けの表の中に、費目ごとに主要な事業あるいは新規事業ということで掲載をさせていただきます。こちらのほうが、具体的に令和3年度に取り組む事業ということです。

前回、教育大綱と教育振興基本計画がありましたが、あれは中期的な計画です。指宿市の10年後を見据えた教育行政はどうあるべきか。その為にはどういった基本方針で、どのような施策を体系的に進めていく必要があるといったものを、より具体的に年度ごとに示したものがこちらです。また、これとは別途に、令和3年度教育行政要覧というのを5月に作成をいたします。それは令和3年度に、具体的に指宿市教育委員会として取り組んでいくものとして、これより更に細かなものを示したものを作ります。そちらは出来次第、委員の皆様方にもお配りしたいと考えております。

(福富委員)

山川給食センターの老朽化に伴う改修事業とありますが、建ってからどれくらい経っているのでしょうか。

(里中主幹兼係長)

山川給食センターは、平成9年4月1日から運用を始めております。

(福富委員)

新しく出来た施設のつもりでございましたが、もうそんなに月日が経ってしまったのだなという印象です。整備のほうをよろしくお願いいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7，議案第8号については，提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第7，議案第8号は，提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に，日程第8，議案第9号，指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第8，議案第9号，指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について，提案のご説明を申し上げます。

資料の31ページをご覧ください。

本案は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき，別紙のとおり，教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。

別冊，議案第9号資料2の5ページをご覧ください。最後のページになります。

まず，外部評価委員会設置の根拠法令であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条を抜粋しておりますが，第26条第1項では，教育委員会は，毎年，その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならないと規定されております。

このようなことから，指宿市教育委員会では平成21年度から事務事業評価制度を導入しており，本年度は二つの事業の点検・評価を行っております。評価方法につきましては，事務事業に対して担当課が自己評価したものについて，外部評価委員4人の皆様から意見・提言等をいただいておりますので，これに基づき，最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき，その結果を踏まえ次年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検・評価を行った事業につきましては，各担当課長等がご説明いたしますので，よろしくお願ひ申し上げます。

(鮎川課長)

それでは，教育総務課所管の新小田奨学資金事業について，ご説明申し上げます。

議案資料の32ページをご覧ください。

「事務事業の点検・評価の内容及び結果」と併せまして，資料1の「事務事業評価シート」及び資料2の「外部評価委員の意見・提言」でご説明させていただきます。

まず，資料1の1ページをご覧ください。

事務事業名は、新小田奨学資金事業で、条例及び条例施行規則に基づく、任意のソフト事業であります。事業の開始年度は、市町合併時の平成18年度とありますが、かつこ書にありますように、旧指宿市において、昭和45年に、故“新小田栄吉氏”の寄付金により創設され、50年以上継続している事業であり、現状のまま推移しますと、令和6年度には基金が枯渇する見込みであります。

「1 事務事業の実施」についてですが、事業の目的は、市に居住する高校生で、向学の意思能力がありながら、経済的理由により修学困難な者を支援し、有用な人材を育成するため、年間最大10名に対して奨学資金月額5,000円を支給する事業であります。例年5月に奨学生を募集し、6月の定例教育委員会でご審議・選考していただいたのち、市長決裁を経て奨学生を決定しております。

直近3年間の応募状況及び事業費の推移はお示しのとおりで、奨学資金の基金残高は、毎年10名分(約60万円)を基金から取り崩しており、本年度末の基金残高は、240万円弱となる見込みであります。

2ページをご覧ください。

「2 事務事業の評価」についてですが、(1)妥当性につきましては、妥当で義務的要素はございません。(2)効率性につきましては、効率的でコストの削減余地はございません。(3)有効性につきましては、有効で成果指標値はほぼ達成していると判断しております。判断の理由・根拠につきましては、それぞれ項目ごとにお示ししてありますのでお目通しください。

「3 事務事業の改革・改善の方向性」についてですが、一次評価の①今後の改革・改善の方向性につきましては、見直しの上で継続、今後の方針は、手段の改善を図りたいとしております。この理由としましては、基金の運用状況から、令和6年度末で事業継続が困難になりますので、家庭の経済状況に左右されない教育機会を保障するためにも、新たな財源を確保し、本事業を継続するか。若しくは、新たな形で生活困窮世帯向けの制度を構築する必要があると考えております。

③改革・改善の内容につきましては、令和6年度以降、新たな財源を確保し、同一内容の事業を継続するか。若しくは、新たな形での生活困窮世帯の救済制度を構築するか、関係部署と連携しながら、効果的な事業の実施を検討してまいりたいと考えております。

つづきまして、外部評価委員からの意見・提言についてですが、資料2の1ページと2ページをご覧ください。

委員の皆様からは、いずれも今後も必要な事業として、継続を前提とした上で、①基金枯渇後を見据えた、経済的理由により就学困難な者に対する事業の検討について。②指宿市を担う人材育成の視点からの事業の検討について。③申請者の手続き及び費用負担の軽減について。の3項目のご意見をいただき、対応等についてお示しのとおりご説明申し上げましたところであります。

それでは、議案資料の32ページをご覧ください。

外部評価委員からの意見を受けまして、「2 観点別評価」は、妥当性・効率性・有効性いずれも妥当としました。

「3 評価結果の評価」のまとめ、課題等としましては、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある子どもが質の高い教育を受けられる支援を継続的に行えるよう、関係部署と連携し、協議を進め、国・県の同種事業の動向や他市の事例等も参考にしながら、できるだ

け早期に、恒久的な制度となるよう財源の確保策も含めた、最適な支援策を取りまとめ、令和6年度までに事業実施に向けた作業を進めていくといたしました。

次年度の事業計画としましては、財源確保策も含めた効果的な事業とするため、他市から収集した事例等を参考にしながら、関係部署と協議を進めていくといたしました。

以上で、新小田奨学資金事業について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(内村課長)

それでは、社会教育課の評価対象事業について、ご説明いたします。

議案資料の32ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、資料1 令和2年度教育委員会の事務の点検・評価 事務事業評価シートと、資料2の外部評価委員の意見・提言の資料で説明させていただきます。

まず、資料1の3ページをお開きください。

社会教育課の評価対象とした事務事業名は、地域青少年体験事業補助事業でございます。本事業の開始年度は平成30年度でございます。事業の目的は、郷土に愛情と誇りを持つ青少年を育成し、青少年の社会を生き抜く力を養成するものでございます。手段としましては、市内の地域団体や青少年育成団体等（子ども会、PTA、自治会など）が実施する青少年を対象とした体験活動事業に対して補助金を交付するものであります。

活動指標としましては、補助金対象者に、体験活動事業に係る費用に対して、参加した青少年の数で区分した額の補助金を支出いたします。補助額の内訳は、10人以上20人未満が3万円、20人以上40人未満が6万円、40人以上が10万円となっております。

成果指標としましては、補助金交付団体数及び青少年の参加者数が、平成30年度は13団体384人、令和元年度は12団体359人となっております。

今後の活動展開及び波及効果としましては、今後は、全ての校区が本事業を活用し、市内全域の青少年が対象となるように要綱の見直しを図り、構成員に青少年育成推進員が必ず入るようにし、体験活動の指導者として指導のスキルのアップを目指すとしてしました。

事業費の推移としまして、平成30年度の決算額が77万円、令和元年度の決算額が77万円となっております。本年度の予算額は、9万円増額して86万円いただいておりますが、コロナウイルス感染症の関係で、現在のところ3団体の補助となっております。

4ページをご覧ください。

この事業につきましての社会教育課の自己評価でございます。

「2 事務事業の評価」であります。(1) 妥当性であります。これは、市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、市が関与しなければならない事業かを判断するものであります。判断としましては、概ね妥当と判断しました。

義務的要素であります。これは、事務事業の実施について市に判断の余地があるかを判断するもので、全部といたしました。判断の理由・根拠としましては、現代の子どもにとって様々な体験がもたらす教育効果は大きく、キャンプや水遊び、昆虫採集など幼少期における自然体験が、子どもの探求心や生きる力を育む。しかし、スマホ社会となった今日では、学校、家庭、地域において外で遊ぶ時間が減り、自然体験を経験したことがある子どもが年々少なくなっている。子どもは家庭だけではなく地域も一緒になって育てるものであり、各校区が本事業

を上手に活用することで、地域の子どもたちが自然体験の中でさまざまな力を身につけると同時に、家族以外の大人と一緒に体験に参加することで、コミュニケーション能力のアップも期待できるといたしております。

次に（２）効率性であります。これは、投入したコストに見合った効果が得られているか、効率的な方法で事務事業を実施しているか、活動量に対してコストの削減余地がないかを判断するものであります。判断としましては、概ね効率的と判断しました。コストの削減余地については、ある程度あるとしました。判断の理由・根拠としましては、子どもの参加人数によって補助金の限度額が異なるが、体験活動の運営上、団体への大きな負担は無く、体験活動事業の補助率が80%を超えている団体がほとんどで、中には100%補助の団体もある。仮に補助率を下げても十分な効果を得ることが出来ることから、適切な補助率になるように要綱を見直す必要はあるといたしております。

次に（３）有効性であります。これは、事務事業の活動量に見合った十分な成果がでているか、成果指数値から見て、目標の達成具合はどの程度か、目標を達成するための手段は有効かを判断するものであります。判断としましては、概ね有効と判断しました。成果指数値の達成状況は、ほぼ達成と判断しました。判断の理由・根拠としましては、子どもたちの外遊びの時間が減少している中で、本事業を活用することで様々な分野の体験活動を子どもたちに経験させることが出来ている。活用実績は、30年度が13団体384名、令和元年度が12団体359名の参加があった。昨年度については、予算に達した時点で3団体が打ち切りとなっております。校区別では、30年度が9校区、令和元年度が6校区からの申請に留まっており、12校区全ての校区に本事業の活用を促すことが必要だと考えるとしております。

次に、「3 事務事業の改革・改善の方向性」であります。一次評価の評価者は、担当課長となっております。

①今後の改革・改善の方向性は、見直しの上で継続とし、今後の方針としましては、手段の改善といたしました。方向づけの理由としましては、補助事業の経費の内訳で、食糧費や備品購入費など補助対象にそぐわないものがみられることから、交付要綱の見直しが必要であるといたしました。

③改革・改善の内容としましては、指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱第6条（補助金交付の対象となる経費）の補助の対象としない経費に、食糧費、備品購入費を加えることといたしました。

ここで、資料2の3ページ及び4ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、開催いたしました外部評価委員会では、①申請対象となる団体等に対する事業要望等の確認調査について。②申請団体や参加者を増やす取り組みについて。③事業内容を充実するための対象団体の育成・研修及び事業参加者の体験活動や事例発表等の機会の検討について。④事業周知のための広報活動について。⑤補助対象経費、補助対象外経費の明確な説明についての5項目のご意見をいただき、対応策について回答したところでございます。

それでは、議案資料の32ページをご覧ください。

外部評価委員からのご意見を受けまして、「2 観点別評価」の妥当性・効率性・有効性の全てを妥当としました。「3 評価の結果」の評価のまとめ、課題等としましては、交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を明確にするとともに、事業の広報や実施後の事例発表機会を

設けることで、事業の目的である地域の教育力につなげ、新たに活動に取り組む団体を生み出すとともに、申請時に事業内容を精査して補助金の目的を逸脱した事業にならないよう指導していくとしたところでございます。

次年度の事業計画につきましては、交付要綱の改正を行い、制度の趣旨に沿った事業実施のための周知チラシを作成するとともに、申請時に事業内容を精査して、補助金の目的を逸脱した事業にならないように、適切な指導を行うとしたところでございます。

以上で、社会教育課の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

資料1の3ページ、下から4段目に「すべての校区が本事業を活用し、市内全域の青少年が対象となるように要綱の見直しを図る」とありますが、現在の要綱のせいで事業の活用が偏ってしまっているという表現に見えます。改めてその要綱を改正するとなっていますけれども、ここの部分もそういった形でよろしいのでしょうか。

(内村課長)

当初の事務事業の段階では、校区単位や補助率の見直しをしたいと思っていたのですが、利用状況を見たところ、そこまでを急々にするのは難しいということで、事務事業の評価のところでは、食糧費とかそういったものだけの改正に留めようとなったところでございます。

(福富委員)

大山のわくわくキャンプ等の体験事業に、こういった事業を活用しているのは知っていたのですが、この体験活用事業というのは、どれくらいまでの事業に活用されるのでしょうか。例えば、COCCOはしむれでオリビンを使った体験は入るのか、いちご狩りはどうなのか、中学校のPTAの家庭教育学級で味噌作りをするのもあります。この味噌作りは、今年はコロナ禍で保護者しか参加しませんでした。こういう事業については適用されるのでしょうか。

(内村課長)

指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の中で、体験事業は次の各号に掲げるということが書いてあります。中身としましては、キャンプ、自然・天体観察等の自然体験活動。料理教室、自炊体験、宿泊体験等の生活体験活動。地区史跡巡り、門松作り等の歴史伝統知恵の継承活動。科学実験教室、工作教室等の科学・工作体験活動。その他、教育委員会が適当と認める活動ということで対象が絞ってあるところです。中身によっては、該当するものもあると思いますので、申請があった段階で、公民館事業で取り組めるものであれば、公民館事業のほうでしていただいて、こちらのほうで適当であると認められた場合は、その都度判断をしていきたいと考えております。

(七夕職務代理者)

食糧費、備品購入費は補助の対象としないとありますが、その理由を具体的に教えてください。

(内村課長)

まず、備品購入費についてですが、備品というのは、単年度に消費せず継続的に使える物という考えがあり、この補助事業というのは単年度で終わるものであるため、備品購入費はこの事業に適切ではないという判断が財政課のほうからありまして、備品購入費については外すということになりました。

それから、食糧費についてですが、今までの活動内容の中で、食べることが目的となった事業がいくつかありました。活動の中で、加工したものや教室の中で作ったものを食べるということは問題ないと思うのですが、食べることのみが目的となった事業については、補助金の中のどれにも該当しないということで、食糧費については対象から除き、食材費については、料理教室で使う食材は認めるということにしたところでございます。

(七夕職務代理者)

食糧費と食材費の違いを教えてください。

(内村課長)

食糧費で通常考えられるものは、お弁当や加工されたものになります。食材費については、原材料的なものなので、問題ないと考えております。

(七夕職務代理者)

それでしたら、キャンプで子供たちにカレーの作り方を教えて、最終的には食べた場合、食材費として提出すれば助成が受けられるということでしょうか。

(内村課長)

キャンプでは、よくカレー作りをしています。ご飯の炊き方や食材を切ったり、水を量ったりなど、日頃自宅でしないような体験活動も入ってきますので、それについては適当ということと考えております。

(七夕職務代理者)

備品購入品については、単年度で使い切ることが前提ということでした。毎年、キャンプをする所においては、包丁やまな板等についても、毎年使っていくわけですね。そういう物も備品としては認められないという考え方でよろしいでしょうか。

(内村課長)

そういった物につきましては、社会教育課のほうに準備してありますので、ぜひそちらを利用していただければと思います。今年度は利用がありませんでしたが、テント等の貸し出しも毎年しておりまして、たくさんご用意してありますので、そちらもご利用ください。

(七夕職務代理者)

以前、社会教育課から借りまして、キャンプをしたことがございます。十分そのような備品は揃っていると思いますが、もし万が一、社会教育課にない備品を購入しなければならない場合でも、経費としては認められないということですよ。

(内村課長)

先程も申し上げましたとおり、備品は単年度で消費しない物であります。体験事業が終わった時に、その備品の所属が何処になるのかということも分からない物になってしまいますので、単年度で利用が終わる物のみを対象としたいと思います。

(中村委員)

この事業に関しては、同じ団体が何度も申請するのは可能なのでしょうか。

(内村課長)

今、3年目になりますが、継続している団体もございますので、どんどん活用していただきたいと思います。

(中村委員)

すみません。1年の間で、何度も利用することはできるのですか。

(内村課長)

予算が限られておりますので、できれば校区で1つという感じで、今後はしていきたいと考えております。

(福富委員)

資料1の3ページに、平成30年度と令和元年度の実施事業がありますけれども、今年度の令和2年度は、コロナ禍で何も利用しなかったということでしょうか。

(内村課長)

今年度は、現在のところ3団体の活用で、確定ではございませんが、約22万円の事業だったと思います。今年度は増える予定で増額したのですが、コロナ禍により、ほとんど利用がなかったということで、団体数も3団体となっております。

(福富委員)

1校区1団体としていただきたいとありましたが、先着順となるのですか。例えば、新しい山川小学校区で1団体しか使えないという風に、先に申請した所しか使えないということでしょうか。

(内村課長)

この要綱には、1校区1団体というのはありません。今後は、校区の公民館運営協議会等で説明をして、校区公民館主事、青少年育成推進員も巻き込んで、1つの団体での活動というのを図っていききたいことから、このような方向で今後は考えていきたいと思っております。申請が少なかったときには、もう一回考えさせていただきたいと思いますが、できれば12校区全部が活用する方向で考えているところです。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第8、議案第9号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第8、議案第9号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第9、議案第10号、指宿市学校施設長寿命化計画の策定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第9、議案第10号、指宿市学校施設長寿命化計画の策定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の33ページをご覧ください。

指宿市学校施設長寿命化計画を別冊のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本計画は、文部科学省からの計画策定に関する通知及び指宿市公共施設等総合管理計画における各施設の個別施設計画の策定方針に基づき策定するものであります。長寿命化改修・建替等の方向性や優先順位等を設定し、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、児童生徒の安全性の確保や適正な教育環境の充実を図ることを目的としております。

計画の詳細につきましては、中島学校整備室長がご説明申し上げます。

(中島室長)

よろしくお願ひいたします。資料につきましては、本日配布しております「指宿市学校施設長寿命化計画」と、これに対しますご意見と考え方のA3版の資料に沿って、ご説明をさせていただきます。

1月の定例会で、計画について少しご説明いたしましたが、この長寿命化計画につきましては、あとで最後に説明いたしますパブリックコメントにより一部修正した後のものを記載しております。まず、下中央に1ページと書かれているところをご覧ください。

1ページ上段の「1. 背景と目的」についてですが、本市の学校施設は、昭和40年代から50年代に集中して整備され、長寿命化の検討となる築35年以上を経過する建物が全体の約7割を占めています。このことから、真ん中の「今後」からの行となりますが、学校施設は老朽化に伴う改修および建替時期が集中的に訪れ、財政的に大きな負担となります。しかしながら、厳しい財政状況の中、学校施設の整備を集中的に行うことは困難であり、財政運営に大きな影響を与えることから、計画的に施設整備を行う必要があります。

3ページをご覧ください。

「3 計画期間」ですが、本計画の計画期間は、指宿市公共施設等総合管理計画で10年間で1期とした4期40年間と設定されていることを踏まえ、今後10年間の事業計画を策定するものとします。

5ページをご覧ください。

5ページは「第1章 学校施設の目指すべき姿」であります。1-1では、「学校施設における課題の整理」について①から⑤までをお示ししておりますが、主なものについてご説明申し上げます。

①は、安全かつ快適な学校施設環境の向上であります。2段落目となりますが、建物の改修を計画的に進め、児童生徒が安全かつ快適に学ぶことができる教育環境の充実を図ることが必要となります。また、一番下の行に「令和3年4月1日から施行されるバリアフリー新法に従った施設整備が必要となります」としております。

②は、児童生徒数の減少に伴う学校規模の適正化で、下から2行目ですが、児童生徒にとって望ましい学校規模について、保護者や地域と一体となって検討していくことが必要ですとしています。

④は、生活空間としての空間・環境整備で、一番下の行、不審者などに対する防犯対策や、トイレなど衛生的な環境整備を図る必要がありますとしています。

飛んで、9ページをご覧ください。

第2章は学校施設の実態であります。2-1は、学校施設を取り巻く状況で、「人口・世帯数の推移」や「将来人口」、「財政状況」などのデータ・資料について、9ページから21ページまでお示ししております。これらにつきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、23ページをご覧ください。

23ページからは、学校施設の保有状況や児童生徒数及び学級数の推移・推計、学校の維持管理コストについてなど、48ページまでにかけてお示ししております。

ここでは、築年別の学校施設の状況をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。

グラフ①の築年別学校施設整備状況にありますとおり、築30年以上が78.8%、築20年以上の施設は91.7%という現状となっております。このように本市の施設は、ほとんどが24年以上のものとなっております。

また、33ページからは、児童・生徒数及び学級数の推計が出ております。33ページは、小学校で5年後は約1割の児童数の減となっております。

35ページは中学校で、生徒の減少幅はマイナス0.6%と、少ないものとなっております。

次に、54ページをご覧くださいと思います。

2-3. 学校施設の老朽化の①老朽化状況の評価方法ということで、今回、学校施設の健全性・劣化状況を把握し評価するために、学校施設台帳、耐震診断結果を踏まえ、さらに屋根・屋上、外壁、設備機器等の実態を把握するため、小学校12校、中学校5校、高等学校1校を対象に、目視や打診調査による現地調査を行ったところであります。学校施設台帳や工事関係執行状況等を用い、劣化状況の確認と劣化具合の写真を撮影し、建物ごとの「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上げ」、「電気設備」、「機械設備」について劣化度（A～Dの4段階）を判定し、それらを基に総合的に施設の健全度として点数化したところであります。

57ページから62ページまでの表は、個々の施設の評価結果の一覧となっております。お目通しをお願いいたします。

63ページをご覧ください。

第3章 学校施設整備の基本方針や、71ページからの第4章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準では、長寿命化や予防保全、目標使用年数の設定、改修等の整備水準などをお示ししておりますが、第5章でこれらのまとめとしてご説明申し上げますので、ここにつきましてもお目通しをお願いいたします。

次に、75ページをご覧ください。

一覧は、「優先的に長寿命化改修等の対策を講じることが望ましい」とされている健全度40点未満の建物であり、劣化度状況評価を行った建物156棟のうち20棟あり、全体の12.8%を占めています。経過年数が健全度に影響することから、改修等を行う建物は、現段階で健全度の低い建物かつ建築年の古い建物から順次行うことを基本としますが、現時点で進行中または計画されている施設の整備を優先して実施するとしています。今後の児童生徒数の推移等を考慮した整備内容で計画し、統合による閉校となった学校施設の有効活用も検討するとしています。

79ページをご覧ください。

これらの結果を踏まえ、79ページでは長寿命化計画の事業実施方針を定めています。4行目からとなりますが、将来にわたり継続活用する学校を対象に長寿命化を施し、延命措置を行うことを計画の基本とし、改修等の基本的な方針に基づき、建物を85年程度使用し続けることを目標とします。

下から2段目の行となりますが、また、長寿命化改修や改築工事を実施する際には、過去の工事実績を考慮し、学校施設の劣化状況、人口の推移、学校規模の適正化を含む社会的ニーズなどを予測しながら計画的に行うとしています。

次の「a. 長寿命化改修」であります。築年数が40～45年の建物を対象に実施する計画とします。また、築年数40～50年の建物でも、2010年以降（過去10年程度）に大規模改修工事を実施している建物は、今後10年間は適切な維持管理を実施し、次期計画で今後の活用を検討します。

「b. 改築」では、築年数が60年以上経過している建物は、長寿命化改修を実施しても25年以内に建替えの時期を迎えるため、改築として検討するとしております。

「c. 予防保全」では、比較的建築年度が新しく、状態が良好な建物は、今後10年間は適切な維持管理を実施し、築年数が20年程度で予防保全を目的とした大規模改造工事を実施しますとしています。

「d. 部分修繕」では、75ページの一覧において、劣化度調査により健全度がivとなった建物は、劣化状況が「C評価」「D評価」と判定された部分を改修することにより建物の長寿命化を図りますとしています。また、「e. その他」として、トイレの洋式化等の改修を進めますとしています。

次に、80ページをご覧ください。

今後「事業推進のための財源」として、これまでも校舎の大規模改造工事等で活用してきた学校施設環境改善交付金等の有利な補助事業を活用しながら、必要な対応に取り組んでいきますが、国の採択状況により改修工事等スケジュールがずれ込む可能性もあるところであります。

次に、本日お配りのA3の資料「(別冊)議案第10号資料」をご覧ください。本計画に対するご意見とそれに対する市の考え方の資料であります。

2月19日から3月20日までの間、パブリックコメント制度に基づき市民等へ公表し、広く意見募集を行いました。その結果、1名の方から8項目の意見が提出されました。今回のパブリックコメントでいただきましたご意見等について、教育委員会としての考え方を整理し、一部見直しを行いましたので、その内容についてご説明申し上げます。

時間の都合上、計画案を修正した部分についてのみご説明いたしますが、この資料について、左の欄は、パブコメ開始時の指宿市学校施設長寿命化計画(案)を掲載しています。その右側、小さな欄のページの数字は、学校施設長寿命化計画(案)の掲載ページを示しております。

右から2番目の欄は、出されたご意見の内容をそのままお示ししております。一番右の欄は、意見等に対する市の考え方を示しております。

1ページの下段の2をご覧ください。

右から2番目の意見を申し上げます。『施設整備の方策について、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」は、4章小規模校を存続させる場合の教育の充実も示されていることから、存続する後のフォローアップの記述が必要である。

「■学校規模によるメリット・デメリット～」について、示されている以外にもメリット・デメリットはたくさんあると思う。「主な」メリット・デメリットとしたほうがよい。また、小規模校や過小規模校のメリットが5項目、デメリットが6項目で適正規模校のメリットが4項目、デメリットが3項目示されており、再編ありきの誘導と捉えられることから項目数を揃えたほうがよい。』となっています。

一番左の欄をご覧ください。

ここでの「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」は、学校規模を分類するための参考として活用したものであります。右欄に記載の市の考え方として、『ご指摘の部分は、各学校の児童生徒数や学級数など、現状を記述したものとなっております。また、メリットやデメリットがこれだけであると限定したのではなく、学校再編を誘導する意図で作成したものではありません。なお、メリットとデメリットの項目数については、ご指摘いただいたとおり、数を揃えさせていただきます。』としたところであります。小規模校や過小規模校

のデメリットの⑥と、適正規模校以上のメリット③を削除し、数をそろえることといたしました。

次の2ページの上段3をご覧ください。

まず、出された意見を申し上げます。『②学校規模の適正化について、「小規模校としてのデメリットが顕著になる」とあるが、小規模校のメリットもあるので、既存校、現在ある学校については、特色を活かす方法の記載も必要である。』となっています。

左欄の計画案の2行目、『学校が小規模化することで、児童生徒が集団生活の中で切磋琢磨しながら学ぶことや、社会性を高めることが難しくなるなど、小規模校としてのデメリットが顕著になることが懸念されていることから、』となっており、デメリットの表現を問題としているものと考えられます。

このことから、【変更後】のとおり、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」に記述されているように、学校教育の目的は、児童生徒が一定の集団の中で、様々な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨して「生きる力」を身につけていくことであり、そのためには、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要であることから、』に変更することといたしました。

計画案を変更したところはこの2か所であります。その他のご意見や市の考え方については、お目通し願いたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

適正規模校のメリット・デメリットというのは、住民説明会等で説明するときにも、非常に神経を使ってされてきたと思います。1つの考え方として教育委員会では、複式学級を解消するという説明を多く入れてきたと思うのですが、それについてはあまり触れていないようですが、どうなのでしょう。

(中島室長)

平成30年3月に策定いたしました、市望ましい学校づくり基本方針の中では、複式学級の解消というところから、山川地域・開聞地域・指宿地域の3地域の小学校を先行していくということで進めてきたところでございます。今回、複式学級のことがあまり出てこないということですが、その基本方針で対応していく中で、複式学級があったとしても、地域に学校はあってほしいという考え方を持っていらっしゃる方もおりますので、教育委員会としても、なかなか方向性を見出すことができない状況であったところでございます。いろいろと会議等で話をしていく中で、中学校の在り方についても話が出てきておりますので、今後は様々な方向性から、学校規模の適正化というものを考えていく必要があるということで、対応していきたいと思っております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第9，議案第10号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第9，議案第10号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第10，議案第11号，教育委員会事務局等の職員の任免についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

議 事（非公開）

日程第10 議案第11号 「教育委員会事務局等の職員の任免について」・・・原案同意

8 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていた議案等については、すべて終了いたしました。

これよりその他に入りますが、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

9 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和3年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。